

派遣労働者の「同一労働同一賃金」

過半数代表者の適切な選出手続きを 一選出するにあたっての5つのポイントをご紹介しますー

派遣労働者の公正な待遇を確保するため、

- 派遣元事業主は、派遣先均等・均衡方式又は労使協定方式のいずれかの待遇決定方式により、派遣労働者の待遇を確保することが義務付けられています。
- 労使協定方式では、過半数代表者などと派遣元事業主との間で労働者派遣法の規定に基づく一定の事項を定めた労使協定を書面で締結することが必要です。
- 適切な手続きを経て選出された過半数代表者と締結されていない等、適正な労使協定でない場合、労使協定方式は適用されず、派遣先均等・均衡方式が適用されます。

過半数代表者の適切な選出のための「5つのポイント」

- 1 過半数代表者となることができる労働者には、要件があります**
管理監督者は過半数代表者になることができません
- 2 過半数代表者を選出するための正しい手続きが必要です**
選出の目的を明らかにして投票などにより行う必要があります
- 3 労働者の意思の確認には、特に注意が必要です**
全労働者の過半数以上の「支持」が必要です
- 4 派遣労働者の意見や希望などを反映するための工夫をお願いします**
派遣労働者の意見や希望を把握してください
- 5 過半数代表者が事務を円滑に遂行できるよう配慮することが必要です**
過半数代表者が意見集約等の事務を円滑に遂行できるよう事務スペースや事務機器の提供にご協力をお願いします

① 過半数代表者となることができる労働者には、要件があります

労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと

- ◆ 管理監督者とは、一般的には部長、工場長など、労働条件の決定その他の労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。
- ◆ 過半数代表者の選出に当たっては、管理監督者に該当する可能性のある人は避けた方がよいでしょう。

② 過半数代表者を選出するための正しい手続きが必要です

派遣労働者の同一労働同一賃金の労使協定を締結するために過半数代表者を選出することを事前に明らかにしたうえで、投票・挙手などの民主的な方法により選出すること※1

- ◆ 選出手続きは、対面による投票や挙手の他に、インターネットを活用した遠隔投票、労働者の話し合いや持ち回り決議などでも構いませんが、労働者の過半数がその人の選任を支持していることが明確になる民主的な手続きが必要です。また、選出に当たっては、派遣労働者などを含めたすべての労働者が手続きに参加できるようにしましょう。
- ◆ 会社の代表者の意向によって特定の労働者を指名するなど、過半数代表者が適正に選出されていない場合は、協定を定めたものとは認められません。
- ◆ 派遣元事業主は、労働者が過半数代表者であることなどを理由として、労働条件について不利益な取り扱いをしてはいけません。

※1 過半数代表者の選出に当たっては、労働者が選出の目的を理解した上で投票等に参加できるよう、労働者派遣制度や労使協定方式の概要、労使協定で定める主な事項について、あらかじめ周知することが有効です。

③ 労働者の意思の確認には、特に注意が必要です

返信がなかった人を「支持」したものとみなすことについて

- ◆ 派遣労働者を含む全ての労働者に対してメールで通知を行い、そのメールに対する返信のない人を支持したものとみなす方法は、一般的には、労働者の過半数が選任を支持していることが必ずしも明確にならないものと考えられます※1。
- ◆ 労働者の過半数が選任を支持しているかどうかを確認するために、電話や訪問などにより、直接労働者の意見を確認するようにしましょう※2※3。

※1 メールのほか、イントラネットなどで労働者の意見の確認を行う場合も同様です。

※2 事業主単位での確認が困難な場合は、事業所単位での締結をご検討ください。
(ただし、待遇の引き下げを目的として恣意的に締結単位を分けることは認められません。)

※3 電話やメールなどによる声掛けを行い、労働者の投票等への参加を促すことも有効です。

④ 派遣労働者の意見や希望などを反映するための工夫をお願いします

- ◆ 派遣労働者は、自らの待遇について、派遣元事業主と意見交換する機会が少ない場合等があります。
- ◆ そのため、過半数代表者を選任するための投票などと併せて意見や希望などを提出してもらう、派遣元事業主において労使コミュニケーションの場を設ける、1on1ミーティングによる意見聴取を行うなど、派遣労働者の意見や希望などをより反映するための工夫をするよう努めてください。

⑤ 過半数代表者が事務を円滑に遂行できるよう配慮することが必要です

派遣元事業主は、例えば、過半数代表者が労働者の意見集約などを行う際に必要となる事務スペースや事務機器の提供（イントラネットや社内電子メールを利用させることを含む）を行うことなどの配慮をしなければなりません。

